

レンタカー利用時 もしもの時の対応例

交通事故にあってしまった場合

人身事故はもちろん軽微な物損事故（「ヘッドライトをこすった」

「バンパーをこすって塗料が剥がれた」等も含む）についても警察への事故の届け出が必要です。

事故を起こした場合は、直ちに運転を中止してください。

負傷者がいる場合は、1-3、それ以外の物損事故の場合は、2、3の手順に従って、対応をお願いします。

1 負傷者の救護（119番）

まず負傷者の救護をしてください。

その後、速やかにレンタカーを、他の交通の邪魔にならない場所へ移動してください。



応答したら下記を伝える

1. 緊急である
2. 起こったこと（怪我の具合など）
3. あなたがどこにいるか
4. あなたの名前と電話番号

2 その場から警察への連絡（110番）

警察への届け出は加害者、被害者双方に義務付けられています。

後日、事故の証明書が必要となりますので、必要な手続きをしてください。

万一、届出がない場合、車両・対物事故免責額保障制度（CDW）は適用されません。

NOC は必ず発生します。



応答したら下記を伝える

1. 何が起こったか
2. いつ起こったか
3. どこで起こったか
4. あなたの名前と電話番号

3 その場からレンタカー会社専用窓口へ連絡

レンタカーの契約書（貸渡証）を利用し、

レンタカー会社の専用窓口へ必ず連絡してください。

正確な情報把握のため、若干の時間を要しますので予めご了承ください。



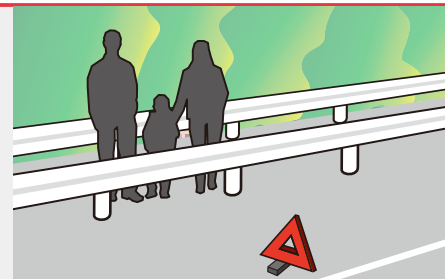
高速道路で事故等にあってしまった場合

高速道路上は大変危険です。緊急時はできるだけ安全な場所に停車し、お客様自身も車外の安全な場所に避難してからお電話等をおかけください。

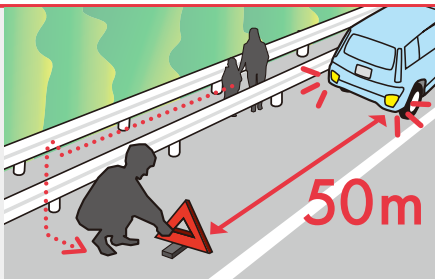
- 1 ハザードランプを点灯して、路肩に寄せる



- 3 ガードレールの外側などに避難



- 2 発炎筒、停止表示器材を車両後方に置く



- 4 非常電話か携帯電話で救援依頼をする

